

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度二宮町一般会計補正予算(第8号))

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

6 専 第 1 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年度二宮町一般会計補正予算（第 8 号）（別紙のとおり）

令和 6 年 2 月 1 日

二宮町長 村田 邦子

理 由

国は、令和 6 年度税制改正と併せて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」の実施を決定し、併せて、「個人住民税均等割のみの課税世帯への給付」及び「低所得者の子育て世帯への加算給付（こども加算）」については、令和 6 年以降可能な限り速やかに給付を行うことを目指す方針を示していることから、補正予算を編成する必要性が生じたが、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

令和5年度二宮町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度二宮町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,414,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月1日

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国	庫 支 出 金		
		2 国	庫 補 助 金
歳 入		合 計	

歳 出

款		項	
3 民	生 費		
		1 社	会 福 祉 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,825,307	82,388	1,907,695
830,149	82,388	912,537
10,332,333	82,388	10,414,721

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,840,440	82,388	3,922,828
2,445,100	82,388	2,527,488
10,332,333	82,388	10,414,721

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	第3次価格高騰重点支援給付金事業	82,388